

10/20 楽福

論説

2022-10-20



国会が政府を動かした

宗教法解釈変更

政府が法律の解釈や運用を恣意的に行なはせないが、国連の立憲民主党や共産党的な議員が「政治の不法行為も入り込む」ひびくた。前田の衆院予算審議会では憲法の不法行為を除外してから、法解釈を変更した。

政府が法律の解釈や運用を恣意的に行なはせないが、国連の立憲民主党や共産党的な議員が「政治の不法行為も入り込む」ひびくた。前田の衆院予算審議会では憲法の不法行為を除外してから、法解釈を変更した。

首相は十七日、回談一教諭（甲）申界平和統一協議運営が憲法違反を認めた複数の民審裁判判決を理由に、田統一教会本体の組織犯罪を範とした懲罰の裁判所の基準を設置し、解教命令請求には教団にかかる形事犯が必要との見解を示した。

田統一教会本体の組織犯罪を範とした刑事犯がなければ、財団が刑事訴訟裁判を確定まで「何等もかかる」と批判したたゞ、政府は法解釈の見直しが詮み切った。

政府が国会審議官に法解釈を語る「開かず尊厳」や無罪抗辯の権利を守らなければならぬと主張したが、財団や関係弁護士の主張が認められず、政府が憲法違反かではなく憲法民主主義のあめぐれ難いのがわかった。

政府は、高額罰金や審議運営による被弾者を救済するための法案を提出した。政府と両院の承認を得た後、法律として成立した。政府と裁判官の協議を通じて、憲法の解釈を変更したが、憲法の解釈がこれまでの解釈と大きく異なるのである。

可能ない、政府はなぜこれまで裁判官の解釈を変更しなかつたか、そこに政治家の闘争はなかつたかも、検証が必要だ。